

環 保 第 406 号

平成 29 年 12 月 11 日

前田建設工業株式会社

代表取締役社長 前 田 操 治 様

岩手県知事 達 増 拓 也



(仮称)大船渡バイオマス火力発電事業環境影響評価方法書に係る意見  
について (通知)

先に提出のあった標記方法書について、岩手県環境影響評価条例（平成 10 年岩手県条例第 42 号）第 11 条第 1 項の規定により、環境保全の見地からの意見を別添のとおり通知します。

併せて、関係市町村から送付された意見を参考送付します。

担当：岩手県環境生活部環境保全課  
環境影響評価・土地利用担当  
TEL：019-629-5268（直通）  
FAX：019-629-5364

(仮称) 大船渡バイオマス火力発電事業環境影響評価方法書に対する  
岩手県知事意見

1 総括的事項

- (1) 本事業は事業実施区域周辺に住居、学校等が立地し、多くの住民が生活する地域に計画されるものであるが、環境影響評価方法書に対し多くの住民意見が述べられ、その全てが本事業に懸念を示す内容であることから、本事業の調査、予測及び評価に当たっては、事業実施区域周辺の住居や学校等に加え、漁業等の事業活動についても配慮するとともに、住民及び大船渡市の十分な理解を得る必要がある。
- ① 環境影響評価準備書（以下「準備書」という。）作成前に、調査、予測及び評価結果についての住民説明会を行う等、住民等への速やか、かつ、積極的な情報提供を行うこと。
- ② 住民の理解を得るに当たっては、事業者、市及び住民が共通に理解できるよう、環境保全に係る協定書等の方法によるものとし、三者が合意したうえで準備書手続を進めること。
- ③ 施設の稼働後に事後調査を実施し、その結果を住民に情報提供していくことが重要であることから、事後調査の実施について準備書に記載すること。  
また、事後調査の結果と比較するため、環境要素ごとに事業実施区域周辺の代表的な調査地点を選定し現況調査を行うとともに、当該地点の調査結果に基づく予測及び評価を実施すること。
- ④ 本事業は事業排水を大船渡市の下水道終末処理場に放流する計画であるが、現在の下水道終末処理場の受入可能量には本事業の事業排水を想定していないことから、大船渡市と協議し、その受入れに十分な見通しがたったうえで準備書手続を進めること。
- (2) プラント用水取水区域及び用水管・排水管敷設区域を事業実施区域とし、当該区域における環境への影響について調査、予測及び評価を行うこと。
- (3) 環境影響評価を行う過程において、環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法の選定に影響を与える新たな事情が生じた場合には、必要に応じて環境影響評価の項目並びに予測及び評価の手法を見直し、又は追加的に調査、予測及び評価を行うこと。
- (4) 事業計画の検討を進めるに当たっては、事業性の検討が、各環境影響評価項目に係る調査、予測及び評価の結果を踏まえて行われる環境影響の回避・低減に係る検討に優先されないことがないようにすること。また、その検討経緯を準備書以降の図書に記載すること。

## 2 個別的事項

### (1) 大気環境

#### ① 大気質

大気質について、類似施設のデータや燃焼試験結果等の具体的な数値等により、施設の稼働後の状況を住民が容易に理解できるようにするとともに、専門家の意見を聴きながら十分な調査、予測及び評価を行うこと。

また、事業実施区域は夏季と冬季で反対の風向を示していることから、夏季及び冬季における調査、予測及び評価を行うこと。

#### ② 騒音

永浜地区防災集団移転住宅団地に係る騒音について、事業者は「専ら住居の用に供される地域」として騒音に係る環境基準（昼間 55dB 以下、夜間 45dB 以下）を適用するとしているが、施設の稼働後に予測される騒音レベルが環境基準以下だとしても、現状の騒音レベルとの変化の度合いによって住民が不快と感じることのないよう、当該住宅団地の騒音の現状を把握するとともに、施設の稼働後の騒音レベルを可能な限り低減し、事前に住民の理解を十分に得るよう配慮する必要があること。

### (2) 水環境

地下水の取水について、渇水期の流量に基づき、帯水層への海水の流入、地盤沈下、水道水源への影響等について、専門家の意見を聴きながら十分な調査、予測及び評価を行うこと。

### (3) 動物

鳥類について、プラント用水取水区域における調査は年間を通じて行うとともに、専門家の意見を聴きながら十分な調査、予測及び評価を行うこと。

併せて、取水施設の構造が分かる図を準備書で示すこと。

### (4) 景観

以下の事項に留意し、専門家の意見を聴きながら十分な調査、予測及び評価を行うこと。

#### ① 事業実施区域には近接する永浜地区防災集団移転住宅団地のほか、周辺に住居が立地していることから、複数の調査地点を選定し、フォトモンタージュにより施設の稼働後の景観を住民が容易に理解できるようにすること。

なお、冬季における冷却設備からの水蒸気の高さを予測し、景観に影響があると認められる場合は、冬季のフォトモンタージュも作成すること。

#### ② 本事業は 24 時間操業を予定していることから、夜間照明等による周辺環境への影響について、フォトモンタージュにより施設の稼働後の景観を住民が容易に理解できるようにすること。

### (5) 廃棄物

施設の稼働により発生する廃棄物の処理方法について準備書で示すこと。